

# 今井町民家調査の概要 I

建造物研究室

奈良県橿原市にある今井町は、中世都市（寺内町）の様相をよく伝え、古い民家を多数残している場所として、特に著名である。この町の民家については、昭和30年、東京大学関野克教授を代表者とする今井町住宅調査団による調査があり、その成果にもとづいて、今西一郎氏住宅の重要文化財指定



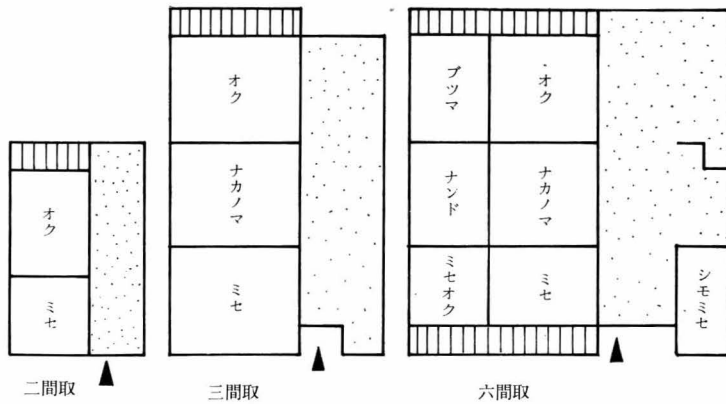
第1図 本町通り（今西家住宅を望む）

であった。しかしこの町の重要性は、今西家一軒の存在だけにあるのではない。それは第一には、都市の古い姿をよく保持していることであり、第二には、指定物件級の民家がまだ相当数あることである。したがって今井町は総合的に広く保護されねばならない。しかしながら、これにつ

いてはまだまだ十分な施策がとられていない。当研究所においては、かかる点を考慮にいれ、文化財の特別研究の一部として、今井町の詳細な調査を計画している。昭和43年度は、小範囲について予備的な調査を行なった。

調査は昭和43年10月、奈良女子大学家政学部住居学科による「今井町の住生活についての調査」と併行して行なわれた。調査区域は本町通り（今西家住宅の面する東西の道路）と御堂筋（本町通りの南の道路、称念寺が面している）の両側、および東部町割のうちのひとつのブロックであって、その範囲内の民家を悉皆調査した。調査対象10件のうち、実際に調査し得たのは149件であって、達成率87.6%となり、かなりよい成績を得た。ただし調査内容は、民家調査一般から見れば、第1次調査に相当する簡単なものとどめた。すなわち、

- 1 現状平面図の作成
  - 2 概略復原
  - 3 写真撮影
  - 4 建立年代の調査
- 等であった。以下調査結果の概略を報告する。



第2図 今井町民家平面の類型

[A] 町並の構成 今井の町は、大規模な家と小規模な家、一戸建と長屋建、といったように、異なった形態、規模の民家の混在によって、その町並が構成されている。調査した民家166件のうちから、特殊なもの（例えば土蔵を改造したもの）、特に新しいもの、改造が甚大で旧状が判断できないもの、等を除き、残余を復原して計算すると、103棟（111世帯分）になる。これを分類すると、小規模な家が大規模な家よりずっと多く、棟数で65%、世帯数で75%を占めている。

大規模な家（四間取以上） 36棟（36世帯分）  
 小規模な家（三間取以下） 66棟（106世帯分）

この数は今井町全体の平均に近いものだろう。東のブロックは、大規模な家の少ない場所として意識的に選んだのであるから、これを除外

して、メインストリートである本町通りと御堂筋をとってみても  
 大規模な家 34棟（34世帯分）  
 小規模な家 51棟（83世帯分）  
 計 85棟（117世帯分）  
 となっていて、やはり小規模な家の方がずっと多い。

次には一戸建、長屋建の別についてみよう。まず総数でいえば  
 一戸建 69棟（69世帯分） 長屋建 33棟（72世帯分）

となつて、世帯数ではほぼ半々となる。次にこれをさらに細かく見よう。当然のことながら、大規模な家には長屋建はまったくない（例外的に、小規模な家と2軒で長屋になつている例はあるが）。これに対し小規模な家には一戸建、長屋建の両方がある。その比率はだいたい半々であるが、世帯数になおせば長屋建の方が2倍以上になる。すなわち小規模な家66棟は

一戸建 34棟（34世帯分） 長屋建 32棟（70世帯分）

に分類される。これでわかるとおり、長屋建は1棟当り1.5世帯弱となる。つまり長屋には二戸建が多く、三戸建がこれに混入しているのである。三戸建長屋の一軒一軒は、規模がきわめて小さい。

[B] 平面 町家であるから、平面はすべて通庭式である。通庭が向って右につくもの、左につくものの両者があるが、数では右の方が多い。すなわち

右 通 庭 80世帯分  
 左 通 庭 55世帯分  
 不明その他 6世帯分  
 計 141世帯分

長屋には二戸建と三戸建とがあるが、三戸建は1世帯分の規模がき

わめて小さく、ほとんど二間取平面に限られている。長屋内部は同一平面の二戸または三戸からなるのが普通であるが、打ち返し平面もかなりある。

通庭を右にとるか左にとるかを決する要因は必ずしも明らかではないが、考へうる原因としては、左記3点がある。

1 通庭を東にとる。これは奈良県下に広く普及している住宅の基本である。今井町の場合も、道路の北側又は南側に建つもので数えること

東土間 89世帯分 西土間 31世帯分

となつて、東側通庭が圧倒的に多い。なお東または西向きの家では南側通庭にすることが多い。

2 側面道路側に通庭をとる。前面ばかりでなく、左右いずれかの側面にも道路がまわる家では、その道路ぞいに通庭をとる。このような敷地の民家32例中、通庭を道側にとるものは21例を数え、そうでないもの11例をはるかに上まわる。

3 町の木戸口側に通庭をとる。町の西端に近い24世帯分をとつてみると、今西家をふくめ西通庭が12世帯分もあつて、他地区とは比較にならぬ程、西通庭の率が高い。これは木戸口に近い方に通庭をとつた結果とみられよう。

庭の巾は家の広狭によつて差がある。もっとも小規模な家では、通庭の巾は1間で、このうちに半間の物置をとるのであるが、やゝ家の規模が大となれば正味1間となり、大規模な家になると、通庭の巾は数間に及び、なかにシモミセがとられる。

部屋部分は一間取、三間取、六間取が基本形である。調査したうち

では、三間取が67世帯分といちばん多く、ついで二間取38世帯分、六間取27世帯分とつづき、これで全体の94%を占めることとなる。残余は特殊形である。

二間取はミセとオクの2室からなる。三間取では、この2室の間にナカノマが入る。小さな三間取の家では、ナカノマは3畳程の狭い部屋となつていて、二間取から三間取に移行する過程をみせている。次に六間取は三間取の上手にさらに3室がつく形であつて、この列の部屋は前からミセオク、ナンド、ブツマと呼ばれる。ただし六間取のような大規模な家になると、さらに上手に座敷等がつくことも多くなるので、変化形が出てくる。

二階には本二階と、物置程度のツシの2種がある。総じていえば、古い家、小規模な家はツシであり、新しい家や規模の大きな家では本二階建になる。この部分は、どこも改造が大きいので、なお精査が必要である。

[C] 建立年代 今回の調査の範囲内では、建立年代を直接知ることができない家はほとんどなかった。形式手法から判断すれば、年代の古い家は主として大規模な家にみられ、小規模で長屋建の家では、よほど古風にみえても、江戸末期どまりであつた。そして明治になつても、初期にはまだ江戸時代の流れが連続していることが窺われた。

今回の調査は予備的なものであつたが、このような調査を継続し、さらに深めてゆくならば、都市の構成要素である民家の実態が明確となり、そこから都市保存方策の展望も開けてくるであらう。